

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日が休日である場合)
(當たる翌日)

鳥取県告示第五百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年六月二十二日

二 朗

破

鳥取県知事 石

一 変更に係る都市計画の種類

道路

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

目 次

◇告 示 都市計画の変更

告 示

鳥取県告示第五百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 朗

一 変更に係る都市計画の種類

公園

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課